

令和2年12月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第193号	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1

議案第 193 号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北九州市職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 児童相談等業務手当を新設するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「5の項」を「6の項」に改め、同表の9の項を同表の10の項とし、同表の8の項を同表の9の項とし、同表の7の項中「5の項」を「6の項」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の6の項中「5の項」を「6の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項を同表の6の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 児童相談等 業務手当	子ども総合センターに勤務する職員が、児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,000円	
-----------------	--	-----------------	--

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

参 考

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

新

別表（第2条関係）

種類	支給範囲	手当額	備考
1 感染症 予防等業 務手当	略	略	1 当務とは、 午前8時45分 から翌日の午 前9時までの 勤務をいう。 <u>6の項</u> におい て同じ。
略			
3 児童相 談等業務 手当	子ども総合センターに勤務する 職員が、児童の福祉に関する相 談、指導、一時保護等の業務に 従事したときに支給する。	従事した1日 につき1,000 円	
<u>4</u> 略	略	略	
<u>5</u> 略	略	略	
<u>6</u> 略	略	略	
<u>7</u> ヘリコ プター操 縦等手当	略	略	この手当が支 給されるとき は、 <u>6の項</u> の 第1号及び第 2号の業務に 係る手当は支 給しない。
<u>8</u> 国際緊 急援助手			この手当が支 給されるとき

旧

別表（第2条関係）

種類	支給範囲	手当額	備考
1 感染症 予防等業 務手当	略	略	1 当務とは、 午前8時45分 から翌日の午 前9時までの 勤務をいう。 <u>5の項</u> におい て同じ。
略			
<u>3</u> 略	略	略	
<u>4</u> 略	略	略	
<u>5</u> 略	略	略	
<u>6</u> ヘリコ プター操 縦等手当	略	略	この手当が支 給されるとき は、 <u>5の項</u> の 第1号及び第 2号の業務に 係る手当は支 給しない。
<u>7</u> 国際緊 急援助手			この手当が支 給されるとき

新		
当	略	は、 <u>6</u> の項の 手当は支給し ない。
<u>9</u> 略	略	
<u>10</u> 略	略	

旧		
当	略	は、 <u>5</u> の項の 手当は支給し ない。
<u>8</u> 略	略	
<u>9</u> 略	略	

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。